

調布市地域防災計画

震 災 編
(案)

調 布 市 防 災 会 議

第 I 部

総 則

第Ⅰ部 総則

第Ⅰ章 計画の目的及び特徴

第Ⅰ節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定する計画であって、市、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

第Ⅱ節 計画の前提

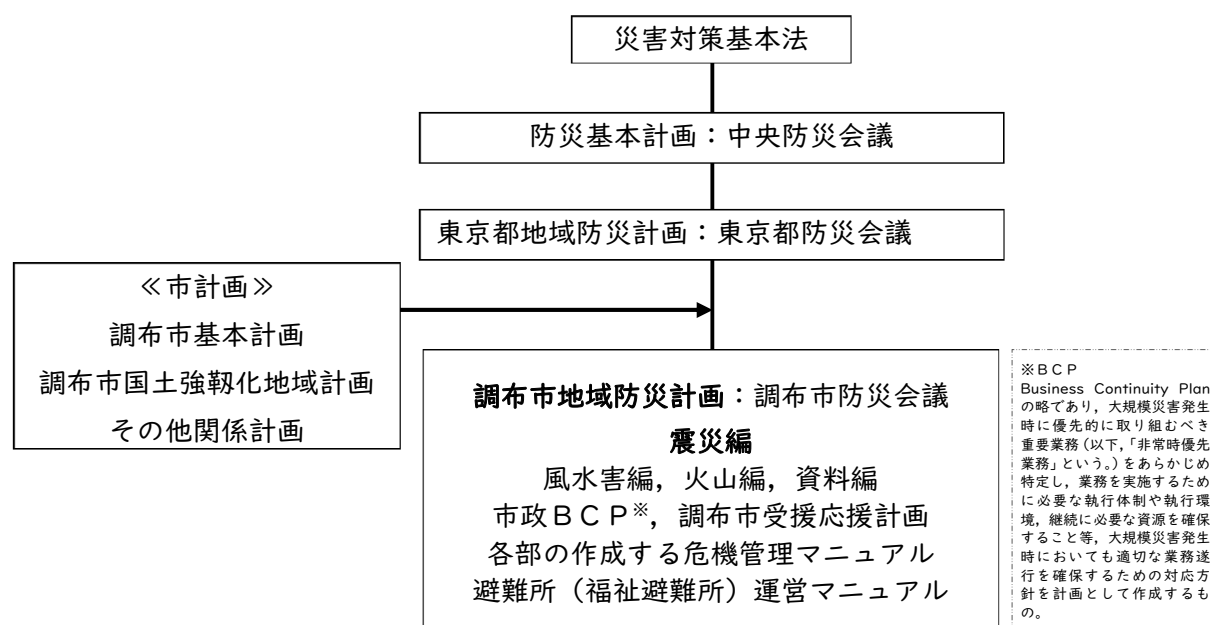
- 1 令和4年5月に東京都の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表されました。また、この新たな被害想定・震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に改定されました。
- 2 この計画は、第Ⅰ部第3章に掲げる「被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化や、大地震の教訓、各種防災計画の修正及び市民・市議会の提言を可能な限り反映するものです。
- 3 具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、要配慮者対策、避難所運営、広域応援やボランティア活動の体制整備、市民の防災意識の向上、災害廃棄物処理、復興対策及び公共施設やライフライン等の整備並びに木造密集地域の防災性の向上を含む耐震・耐火のまちづくり等に関する新たな知見を踏まえて修正します。
- 4 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQの方々などに対してはきめ細かい配慮が必要です。過去の震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市においてもこうした動向を踏まえて計画を修正します。
- 5 今回の令和6年修正にあたっては、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえ、男女共同参画その他の多様な視点に一層配慮し、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行っています。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

- この計画は、調布市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものです。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）、防災業務計画、東京都地域防災計画と整合を図った計画としています。
- 地域防災計画と法令関係計画等との関係



《関係法令》	
災害救助法，自衛隊法，警察法，消防法	
【地震津波に係る法令】	・大規模地震対策特別措置法 ・地震防災対策特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
【風水害】	・河川法 ・水防法
【地滑り，崖崩れ】	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第5節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しています。

構成	主な内容
第Ⅰ部 総則	○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画	○ 市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第Ⅲ部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第Ⅳ部 東海地震事前対策（南海トラフ地震事前対策）	○東海地震事前対策（警戒宣言等に関する計画）

第6節 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力の向上を図ります。

第7節 令和6年修正の概要等

（Ⅰ）修正の趣旨と方向

調布市では、未曾有の大災害となった東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法をはじめとした関係法令等の改正、東京都の関連計画の修正が行われる際に、調布市地域防災計画の必要な修正を行っています。直近の関連計画の修正では、令和5年修正の東京都地域防災計画（震災編）等があります。

また、市内でも浸水被害が発生した令和元年東日本台風（台風第19号）災害の教訓のほか、新たな課題である感染症対策等、市として防災対策の強化が求められています。

そこで、今回の令和6年修正は、各種法改正、上記の災害の教訓及び新たに求められる対策を踏まえつつ、前回（令和3年）の計画について修正を行いました。主な修正内容のポイントは次のとおりです。

修正のポイント (重点項目)	修正項目
関係法令や上位計画との整合	・「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」(令和４年５月公表)や「東京都地域防災計画(震災編)」(令和５年５月改定)、災害対策基本法(令和３年５月)を踏まえて修正。 ・最新の東京都水防計画や避難情報に関するガイドライン等の修正事項について、風水害編に反映すべき事項を反映。
調布市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた見直し	・フェーズフリーの考え方に基づく組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実や防災対策の実効性を高めるための防災ＤＸについて記載。 ・女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、ＬＧＢＴＱに対する配慮を位置づけ。 ・福祉避難所を避難所と同時に開設し、発災直後から要配慮者を福祉避難所に受け入れられるよう見直し。 ・事業継続計画（ＢＣＰ）と各部危機管理マニュアルの整備と併せて、災害時応援・受援計画の策定について記載。
災害対策本部体制の強化	・東京都災害対策本部と同様に危機管理監に総合調整機能を付与。 ・事務局を本部長の意思決定補佐機能組織として新たに編成。 ・震災編の職員配備態勢（基準）を変更。 ・水防活動における職員の参集・配備基準、活動内容を修正。
火山編の新設	・富士山噴火時の降灰対策を定めた火山編を新設。
見易さへの配慮	・読みやすさに配慮し、計画全体のフォント、語尾を見直し。

第2章 調布市の地勢の概要

(1) 調布市の位置と地形の概要

調布市は、東京都の中央付近にあり、都心から20km程度のところに位置し、東側を世田谷区、北側を三鷹市、西側を府中市、南側を狛江市と接しています。

また、多摩川を挟んで川崎市及び稲城市と隣接しています。

東京都の地形は、図1-1のように西から山地、丘陵が分布し、多摩川の低地を挟んで台地となり、山手線の東側付近から江戸川までは低地となっています。調布市は、台地と多摩川の低地が分布し比較的平坦な地形となっていますが、調布市を通る南北方向の断面を考えると、図1-2のような階段状の地形であることが分かります。この地形は、青梅付近から扇状に東へ流下していた古多摩川の流路が北から南へと変遷する間に、堆積と浸食活動を行った産物として形成された段丘地形です。このように、調布市の地形は平坦な地形面（段丘面）と崖（段丘崖）との組合せから構成されています。

(2) 調布市の地形と地質の成り立ち

調布市周辺の地形をさらに詳しく見ると図1-3のようになります。多摩川の形成した段丘面は、地形の高さや形成された年代からいくつかの地形面に区分することができ、最も古い下末吉面から、成増面と本郷面の2面に区分できる武蔵野面、立川面、そして最も新しい青柳拝島面の5地形面に区分できます。調布市には、武蔵野面である本郷面と立川面が分布しており、多摩川付近には低地面が分布します。そして、これら3つの地形面の境界は国分寺崖線と府中崖線と呼ばれる段丘崖となっています。調布市内の地形面では形成された年代が最も古い本郷面は、多摩川支流の野川や仙川の谷が侵入しており、立川面に比べうねりのある地形面となっています。

これらの地形面は、図1-2のように10万年以上前に堆積した東京層群又は上総層群の砂や泥からなる地質が基盤層となっています。基盤層の上には、武蔵野面では武蔵野礫層、立川面では立川礫層と呼ばれる多摩川の旧河床礫である砂礫層が堆積しており、さらに、関東ローム層と呼ばれている武蔵野ローム層と立川ローム層が堆積しています。多摩川の低地面では、基盤層の上に砂礫層が堆積し、地表付近には多摩川の氾濫によって薄く堆積した砂や粘性土が堆積しています。

また、野川などの小河川の谷にも、砂礫層の上に河川の氾濫によって堆積した軟弱な砂や粘性土が分布しています。

このように、調布市の地形と地質は、古多摩川の浸食と堆積活動で形成された砂礫層地盤の上に関東ローム層が堆積した平坦な地形面と段丘崖の斜面、及び小河川の浸食と堆積によって形成された谷底低地と斜面によって特徴づけることができます。

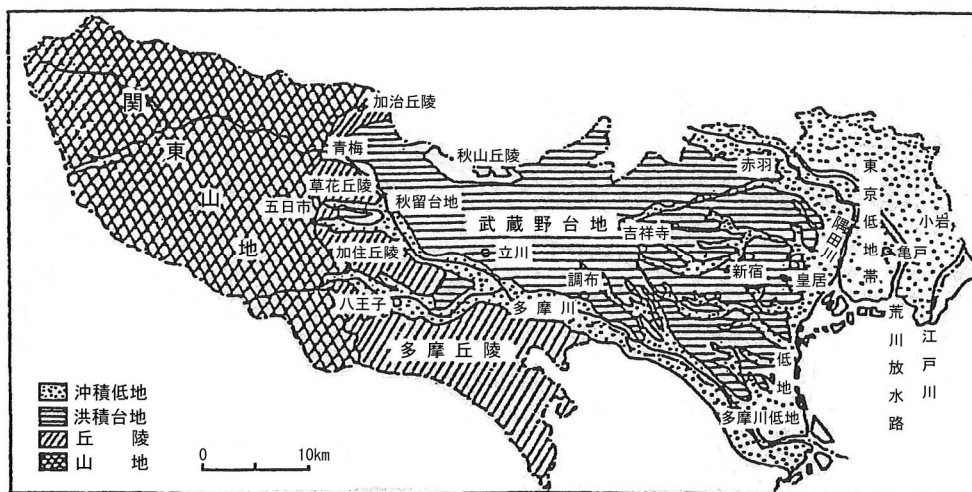


図1-1 東京都の地形（町田貞原図）

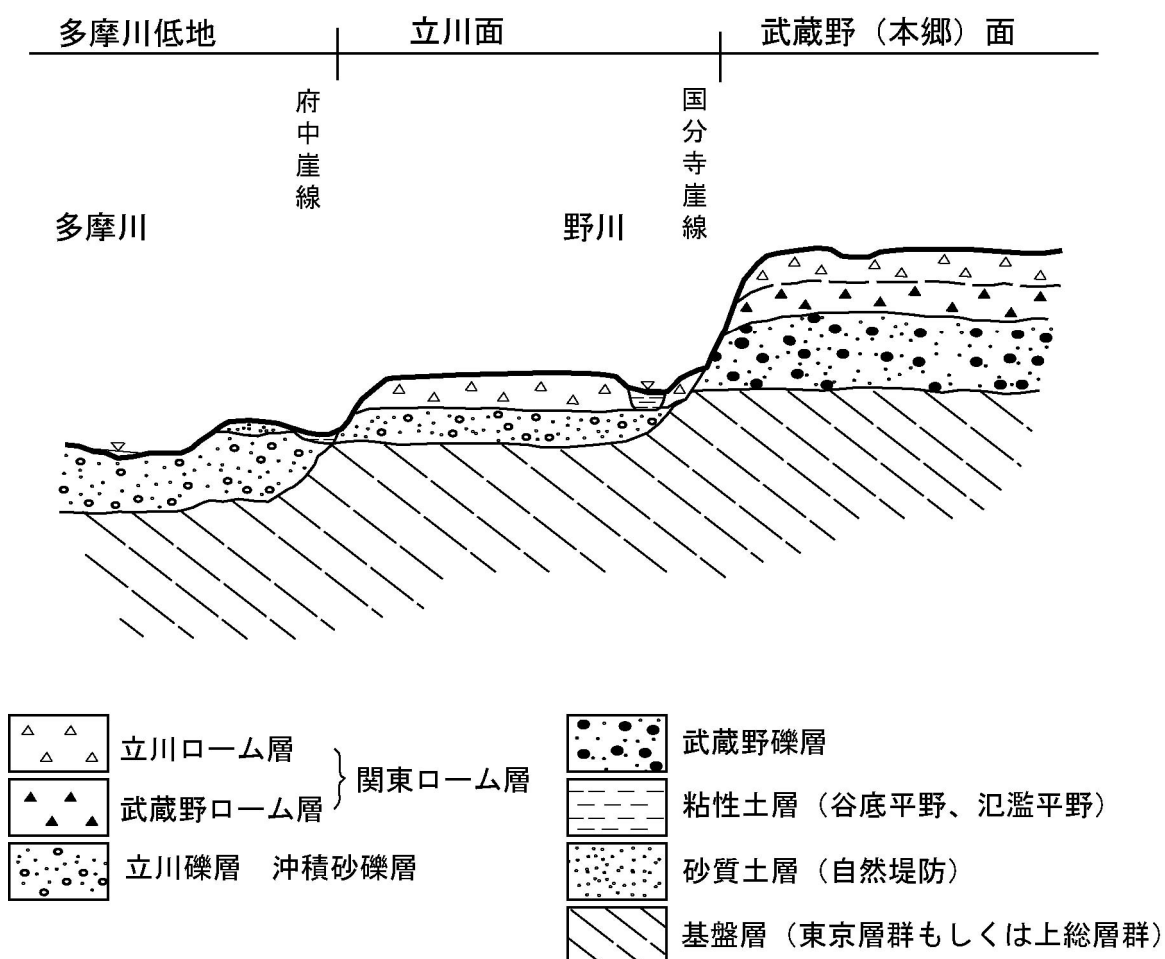


図1-2 調布をとおり南北方向の地形地質断面概念図

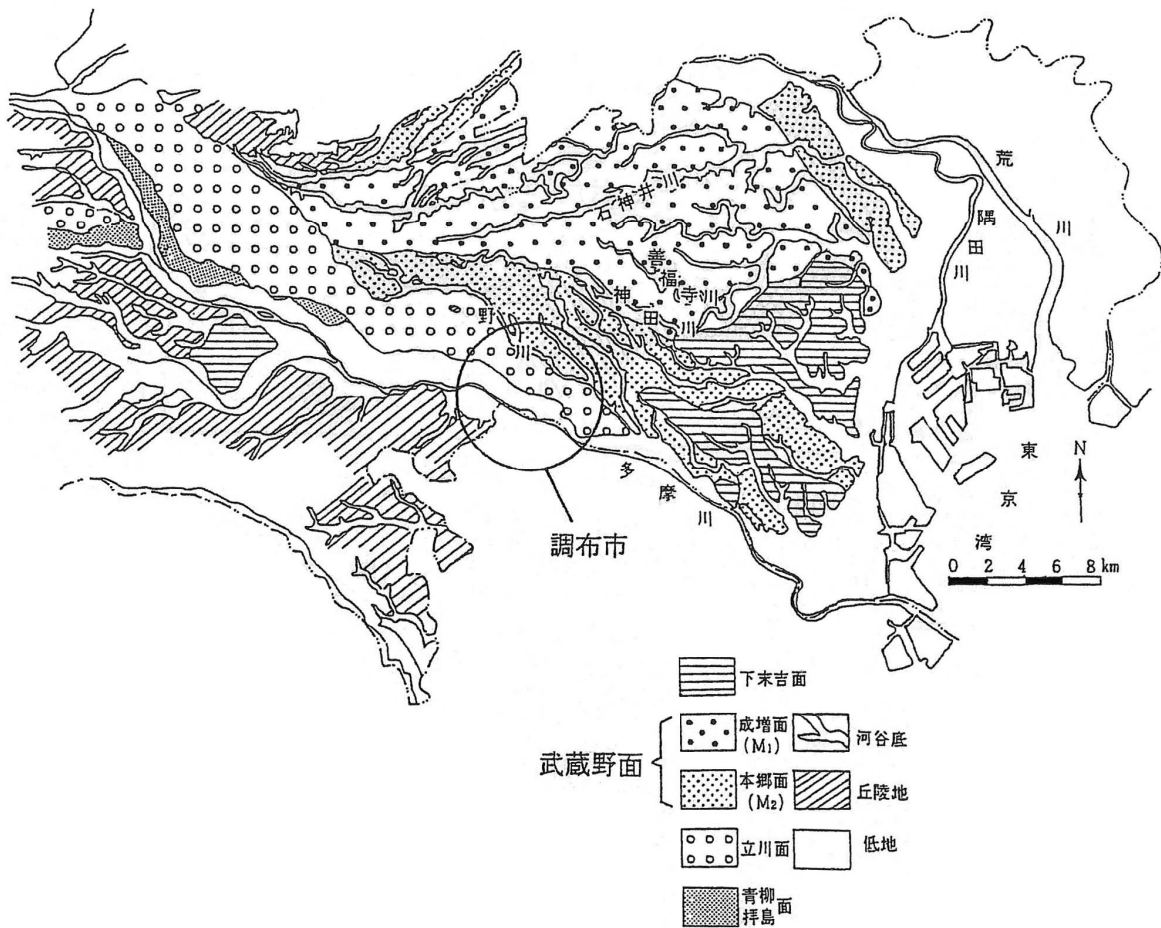


図1-3 調布市付近の地形面区分
(資料：東京都の地盤(2))

(3) 調布市の地盤の特性

ア 調布市の地盤

調布市の地形は台地と低地、崖線から大きく区分できますが、調布市域についてさらに詳細な地形面分類図を図1-4に示します。これは、地形の形成要因として主に自然と人工改変を取り上げて、地形面の形態から地形の成り立ちを見ることを目的とし、一般に、地形の平坦面と斜面及び人工改変域を区分し、さらにこれらを地形の形成因子や地質構成、斜面の傾斜、人工改変の方法などによって細かく区分することで作成します。

調布市は、台地面に区分された立川面や武蔵野面などの安定した地盤を中心に構成されていますが、宅地化が進むに伴って、低地の盛土、斜面の切土及び擁壁の造成などにより、比較的不安定な地盤の土地利用が行われている地域があります。

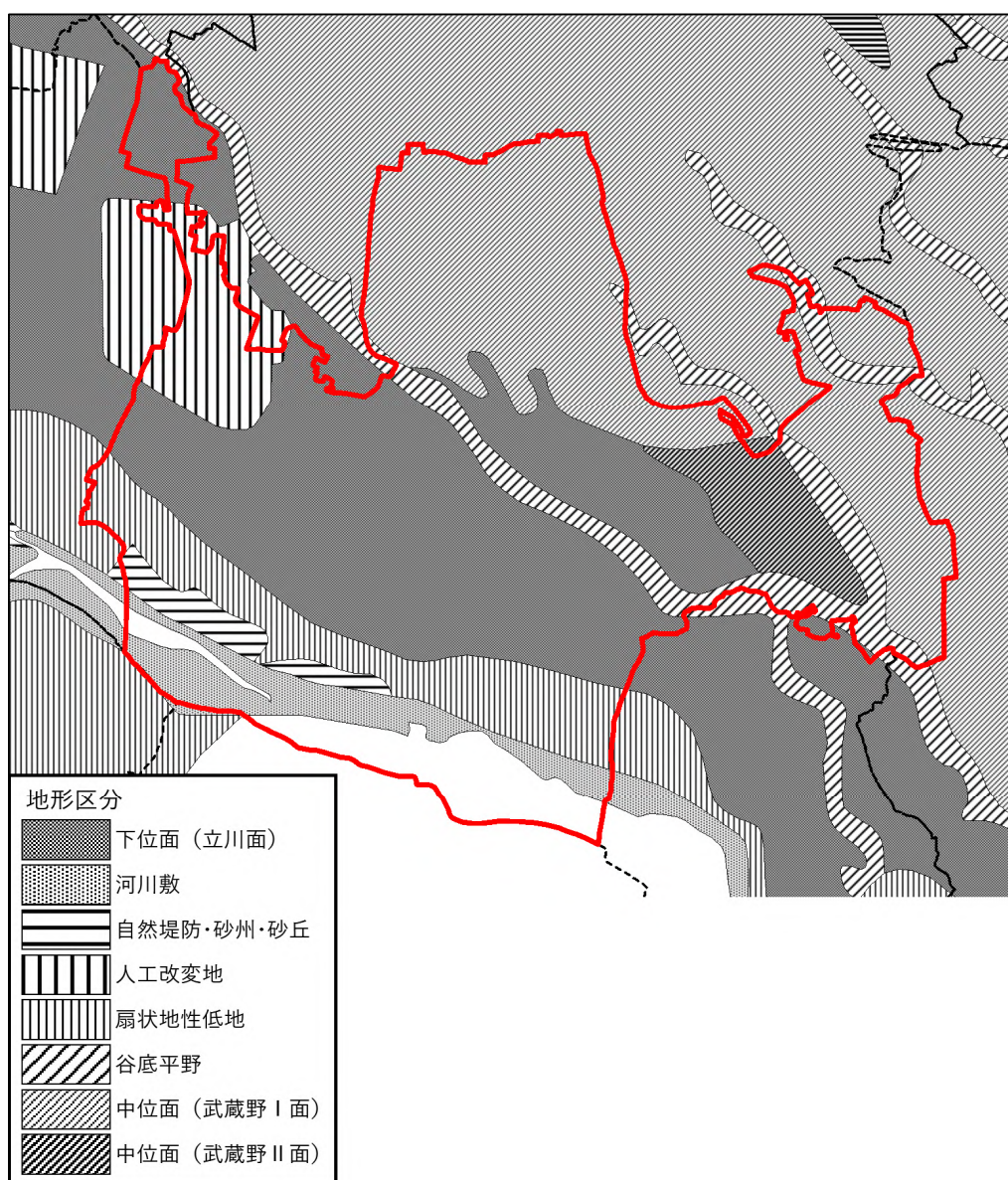


図1-4 調布市の地形区分図

出典：国土数値情報 20万分の1土地分類基本調査（GISデータ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/chikei_bunrui.html を加工して作成

イ 調布市域の地盤の地震に対する特性

一般に、地震によって発生する地盤災害として、「地盤振動」、「地盤の液状化」、「斜面崩壊」の3つの現象による地盤の変形や破壊がもたらす、建築物や道路、ライフラインなどの損壊とこれによって引き起こされる火災が考えられます。

地盤災害が発生する危険性の高い地盤として、地盤を構成する地形・地質的要因によって、地盤振動が強くなる地盤、液状化の起きやすい地盤、崩壊の起こりやすい斜面などを、地形や地質の状態から推定することができます。

広い地域を対象にこれらの危険性を判定するときの手法として、地形面分類図を用い、地質的要素も考慮した地形の特徴から定性的な判定を行う方法があります。表1-1に地盤災害の現象と特徴、発生しやすい地盤の特徴などを示しています。

表1-1をもとに、図1-4の地形面分類図を検討すると、調布市における危険性のある地盤は、表1-2のように抽出することができます。

軟弱な地質の上に盛土した盛土地や地下水位の高い軟弱地盤、傾斜が急な斜面は潜在的に地盤災害の危険性があると判定されます。

表1-1 地盤災害の特徴など

地盤災害の分類	現象の特徴	発生しやすい地盤の特徴
地盤振動	地形地質的要因から、周囲の地盤よりもより強く揺れる現象。「地割れ」のように地盤が変形あるいは破壊され、地上・地下の構造物へ被害を発生させる場合と、地盤の強い揺れによって、地上の建築物等が強く揺れ、倒壊などの直接的な被害を発生させる場合があります。	一般的に、軟弱な（工学的な強度が弱く、軟らかくて圧縮しやすい）地盤が相当します。地形によって区分すると、谷底平野、氾濫平野、海岸平野、後背湿地、盛土地、埋立地、地形境界部分などが地盤振動の強くなる地形です（下図参照）。
液状化	地下水位が高く砂質な地盤、あるいは軟弱な地盤が地震で強く揺られたとき、液体のように緩んでしまう現象。激しく液状化が生じると水、砂、泥などが吹き出す噴砂、噴泥などが発生します。液状化した地盤に構造物が存在すると、軽量構造物の浮き上がり、重量構造物の傾斜・沈下など多くの被害が発生します。	一般には、地下水位の高い軟弱地盤（特に砂質な地層）が相当します。このような地形として、自然堤防などの河川周辺の低地の微高地、河口や湾岸地帯の低地、旧水面上の盛土地（例えば、湿地状であった谷や小河川流路の埋立地など）などがあります（下図参照）。
斜面崩壊	地震による強い揺れによって斜面あるいは斜面に作られた石垣や擁壁が崩れる現象。地震の規模がマグニチュード6～7程度の大きなものになると、崩壊の危険性が増します。また、地震前後にまとまった降水があると斜面を不安定化させ、さらに崩壊の危険性が高まります。	自然斜面では、傾斜が30°以上、高さが5m以上、斜面に凹凸がある、オーバーハングしている、湧水がある、降水が集中しやすい、崩れたことがある、植生が乏しい、岩石でも割れ目が多い、表面がボロボロ（強風化している）である、などの特徴が見られると不安定な斜面であると考えられます。また、擁壁などに、亀裂がある、目地がずれている、傾いているなどの特徴が見られると危険です。

表 1 - 2 調布市域における地盤災害の危険性のある地盤

地盤災害の分類	危険性のある地盤	分 布 地 域
地盤振動	谷底平野，氾濫平野，（高い）盛土地，地形境界部	野川・入間川・仙川周辺の低地，多摩川低地
液 状 化	自然堤防，谷底平野，旧河道，盛土地（いずれも地下水位の高いところ）	多摩川低地，野川周辺の谷底平野・旧河道
斜面崩壊	極急斜面，急斜面	国分寺崖線付近の自然斜面

第3章 被害想定

1 被害想定調査の目的

地震による被害の発生形態や被害想定の子測及び危険度を把握することは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要です。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定に当たって、想定される被害の定量化が必要です。

2 東京都における被害想定の子緯

被害想定については、関東地震（海溝型地震）の再来という前提のもとに、平成3年9月に東京都防災会議が、「東京における地震被害の想定に関する調査研究」において、区部、多摩地域をあわせた被害想定を公表しました。

その後、平成4年に中央防災会議が「南関東地域の直下の地震対策に関する大綱」において「南関東地域直下の地震の発生は、ある程度切迫性を有している」という指摘をしました。これを受け、東京都は別途直下地震に対応した被害想定を、平成6年度から8年度の3か年計画で調査（調査中に発生した阪神・淡路大震災による被害状況も考慮）し、平成9年度に公表しました。

平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、これまでのデータの蓄積や新たな知見をもとに、首都中枢機能の継続性確保の視点から、国としてはじめて首都直下地震の被害想定を公表しました。

一方、平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、都市の脆弱性が浮き彫りになり、エレベーターへの閉じ込めや長時間にわたる鉄道の運行停止とそれに伴うターミナル駅における混乱など、都市型災害への対応という新たな課題が明らかになりました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード9を記録した巨大地震であり、震源から遠く離れた東京都においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害がもたらされました。

こうしたことから、都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」として、平成24年4月に東京都防災会議で決定しました。その後、平成25年12月に、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が発表されました。

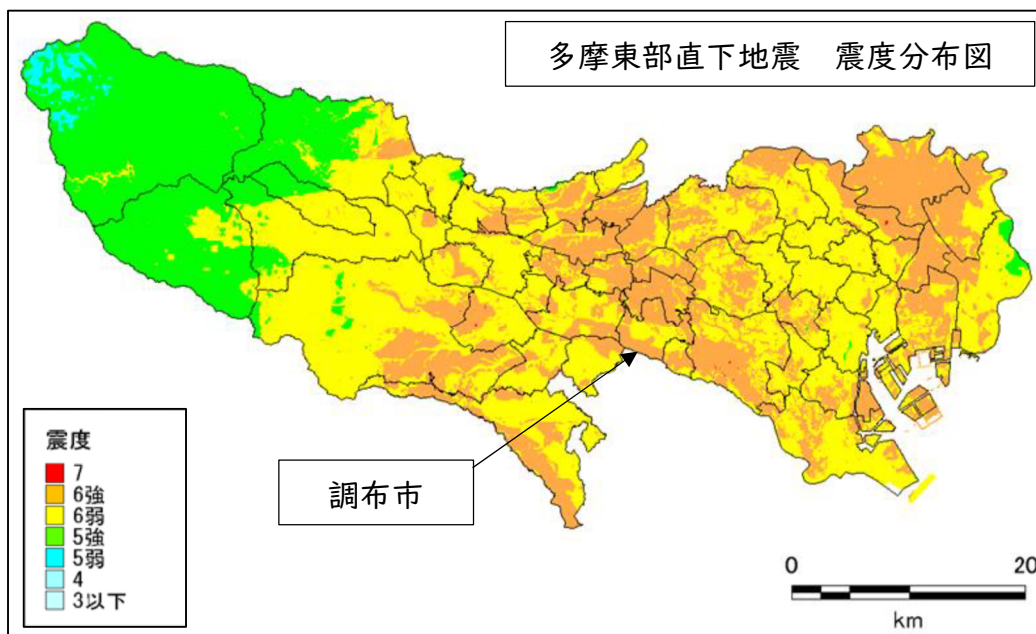
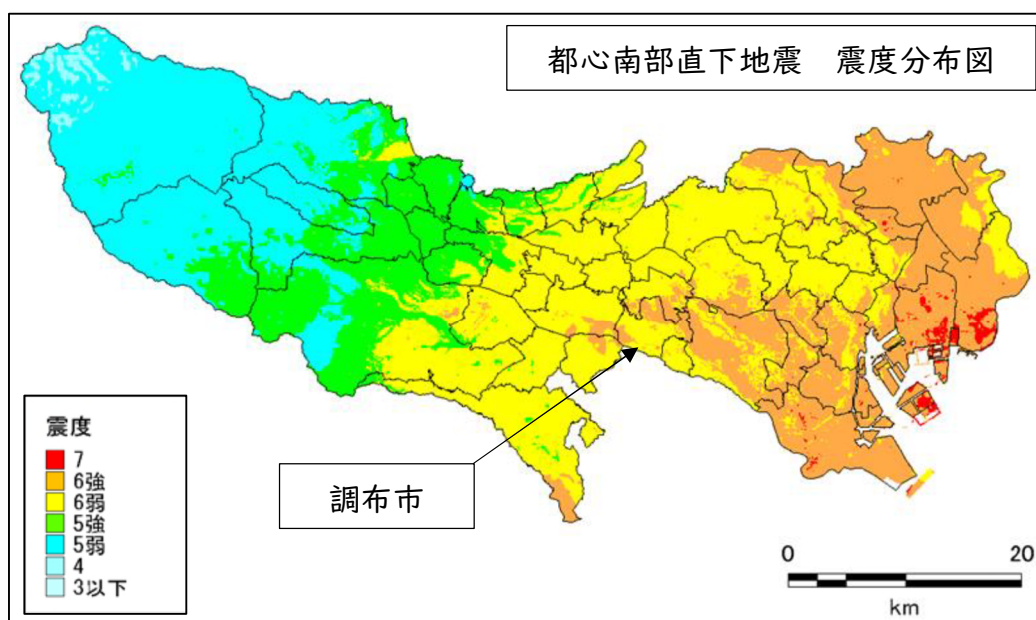
前回の被害想定から約10年が経過し、この間、住宅の耐震化や不燃化など、安全・安心な東京を実現するための取組が着実に進展しました。一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など都内の人口構造や世帯構成が変化してきました。また、平成28年熊本地震など全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇しています。このことから、東京都は被害想定を約10年ぶりに見直し、令和4年5月に「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を公表しました。

3 被害想定的前提条件

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」の想定地震のうち、「都心南部直下地震」と「多摩東部直下地震」を計画の前提条件とします。

(Ⅰ) 想定地震（出典：都地域防災計画 震災編）

項 目	内 容	
種 類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
震 源	東京都23区南部	東京都多摩地域
規 模	M7.3	
震源の深さ	約49km	約45km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)	



(2) 気象条件等（出典：都地域防災計画 震災編）

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅では就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 被害想定

(1) 調布市における被害想定結果の概要

東京都防災会議によって示された、首都直下地震による東京の被害想定結果によると、調布市の被害想定結果の概要は以下のとおりです。

ア 都心南部直下地震の結果概要

- (ア) 都心南部直下地震（M7.3）による調布市の震度は、M7.3の都心南部直下地震では、市北部、市西部の市境付近で震度6強がみられるほかは、全域が震度6弱を示しています。
- (イ) 都心南部直下地震では、地震による火災の出火件数は想定最大9件で、それによる焼失棟数は900棟を超えるとみられています。
- (ウ) 死者の主な原因は、ゆれによる建物被害と火災です。
- (エ) 負傷者の主な原因は、建物倒壊及びブロック塀等の倒壊によるものです。
- (オ) 避難者は、最大で28,555人発生する想定です。
- (カ) 閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数は170台を超えるとみられています。
- (キ) 震度6弱の地震が発生した場合、鉄道等ほとんどの交通機関が停止するため、19万人以上の滞留者が発生し、その内2万人以上が帰宅困難者となる想定です。
- (ク) ライフラインでは、上水道の断水率が約18%となります。

イ 多摩東部直下地震の結果概要

- (ア) 多摩東部直下地震（M7.3）による調布市の震度は、市北部，市南部，市西部，市南部で震度６強がみられ、市中央付近は震度６弱を示しています。
- (イ) 多摩東部直下地震では，地震による火災の出火件数は想定最大10件で，それによる焼失棟数は1,100棟を超えるとみられています。
- (ウ) 死者の主な原因は，ゆれによる建物被害と火災です。
- (エ) 負傷者の主な原因は，建物倒壊、ブロック塀等の倒壊及び屋内収容物の転倒等によるものです。
- (オ) 避難者は，最大で34,277人発生する想定です。
- (カ) 閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数は180台を超えるとみられています。
- (キ) 震度６弱の地震が発生した場合，鉄道等ほとんどの交通機関が停止するため，19万人以上の滞留者が発生し，その内2万人以上が帰宅困難者となる想定です。
- (ク) ライフラインでは，上水道の断水率が約21％となります。

【調布市の被害想定結果一覧(都心南部直下地震)】(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書)

被害想定の種類			地震の種類	都心南部直下地震					
			マグニチュード	M7.3					
			地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
			風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
夜間人口 (人)			242,614						
昼間人口 (人)			197,864						
面積 (km ²)			21.6						
震度別面積率			5 強以下	0.0					
			6 弱	59.0					
			6 強	41.0					
			7	0.0					
建物棟数			木造	36,875					
			非木造	9,860					
原因別建物全壊棟数			計	612					
			ゆれ	605					
			液状化	7					
			急傾斜地崩壊	1					
火災	焼失棟数	倒壊建物を	出火件数	4	4	5	5	9	9
			含む	331	387	411	477	785	1,044
			含まない	311	364	385	448	728	965
人的被害	死者		計 (人)	48	50	28	29	44	49
			ゆれ建物被害	37	37	16	16	22	22
			急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
			火災	8	10	8	10	16	21
			ブロック塀等	0	0	1	1	3	3
			屋外落下物	0	0	1	0	0	0
			屋内収容物	3	3	2	2	2	2
			負傷者	うち重傷者	計 (人)	951	952	739	741
	ゆれ建物被害	853			853	624	624	652	652
	急傾斜地崩壊	0			0	0	0	0	0
	火災	13			14	13	15	33	57
	ブロック塀等	5			5	41	41	120	120
	屋外落下物	0			0	0	0	0	0
	屋内収容物	70			80	61	61	60	60
	計 (人)	87			87	81	81	119	125
	ゆれ建物被害	64			64	47	47	49	49
	急傾斜地崩壊	0			0	0	0	0	0
	火災	1			4	4	4	9	16
	ブロック塀等	7			2	16	16	47	47
	屋外落下物	0			0	0	0	0	0
	屋内収容物	16	18	13	13	13	13		
要配慮者			死者数 (人)	34	35	20	20	31	35
避難者数			発生数 (人)	25,056	25,332	25,447	25,772	27,287	28,555
帰宅困難者			発生数 (人)	－	－	22,648	22,648	22,648	22,648
都内滞留者数			発生数 (人)	－	－	194,659	194,659	194,659	194,659
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数				169	170	170	171	174	176
自力脱出困難者			発生数 (人)	307	307	230	230	237	237
震災廃棄物 (万 t)				28	28	28	28	29	29

※ 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。屋内収容物による被害は参考値。

【調布市の被害想定結果一覧(多摩東部直下地震)】(出典:首都直下地震等による東京の被害想定報告書)

被害想定の種類			地震の種類	多摩東部直下地震						
			マグニチュード	M7.3						
			地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時		
			風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
夜間人口 (人)			242,614							
昼間人口 (人)			197,864							
面積 (km ²)			21.6							
震度別面積率		5 強以下	0.0							
		6 弱	33.4							
		6 強	66.6							
		7	0.0							
建物棟数		木造	36,875							
		非木造	9,860							
原因別建物全壊棟数		計	675							
		ゆれ	669							
		液状化	5							
		急傾斜地崩壊	1							
火災	焼失棟数	倒壊建物を	出火件数	4	4	6	6	10	10	
			含む	388	439	475	535	928	1,160	
			含まない	381	431	466	526	911	1,139	
人的被害	死者	計 (人)		54	55	31	33	50	55	
		ゆれ・液状化建物被害		38	38	16	16	23	23	
		急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	
		火災		10	11	10	11	19	23	
		ブロック塀等		0	0	1	1	4	4	
		屋外落下物		0	0	0	0	0	0	
		屋内収容物		6	6	4	4	4	4	
	負傷者	計 (人)		1,044	1,045	831	832	970	991	
		ゆれ・液状化建物被害		885	885	664	664	686	686	
		急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	
		火災		15	16	15	17	47	68	
		ブロック塀等		6	6	46	46	132	132	
		屋外落下物		0	0	0	0	0	0	
		屋内収容物		138	138	106	106	104	104	
		うち重傷者	計 (人)		99	99	93	93	137	143
			ゆれ・液状化建物被害		62	62	48	48	49	49
			急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0
			火災		4	4	4	5	13	19
			ブロック塀等		2	2	18	18	52	52
			屋外落下物		0	0	0	0	0	0
			屋内収容物		31	31	23	23	23	23
要配慮者数		死者数 (人)	38	39	22	23	35	38		
避難者数		発生数 (人)	30,576	30,818	30,991	31,291	33,165	34,277		
帰宅困難者		発生数 (人)	－	－	22,648	22,648	22,648	22,648		
都内滞留者数		発生数 (人)	－	－	194,659	194,659	194,659	194,659		
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数			178	178	179	185	183	185		
自力脱出困難者		発生数 (人)	351	351	268	268	273	273		
震災廃棄物 (万 t)			31	31	31	31	32	32		

※ 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。屋内収容物による被害は参考値。

【避難者の内訳】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定データを基に市にて加工）

被害想定 の種類	地震の種類	都心南部直下地震					
	マグニチュード	M7.3					
	地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
避難者 内訳	避難者（人）	25,056	25,332	25,447	25,772	27,287	28,555
	避難所避難者（人）	16,704	16,888	16,964	17,181	18,191	19,037
	避難所外避難者（人）	8,352	8,444	8,482	8,591	9,096	9,518

被害想定 の種類	地震の種類	多摩東部直下地震					
	マグニチュード	M7.3					
	地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
避難者 内訳	避難者（人）	30,576	30,818	30,991	31,291	33,165	34,277
	避難所避難者（人）	20,384	20,546	20,661	20,861	22,110	22,851
	避難所外避難者（人）	10,192	10,273	10,330	10,430	11,055	11,426

※1「避難者」：建物被害による避難者数、ライフライン被害による避難者数、エレベーター停止による避難者数をそれぞれ算出して想定される人数。

※2「避難所避難者」：避難所へ避難する避難者を指します。

※3「避難所外避難者」：避難所以外に避難する避難者を指します。建物被害等の影響を受けるが住居から避難しない人（在宅避難者）は含みません。

※4 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがあります。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）6章 被害想定手法

【滞留者及び帰宅困難者】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

① 距離別（多摩計）

	10km～20km 未満	20km～	合計
滞留者（人）	—	—	3,718,561
滞留者の内 帰宅困難者（人）	160,542	315,052	475,594

② 滞在目的別（多摩計）

滞留者 （人）	屋内被災者		屋外被災者		待機人口			滞留場所 不明人口	合計
	学校	業務	私用	不明	自宅	移動なし	移動開始前		
	655,625	1,110,438	298,495	7,885	250,966	928,845	374,314	91,993	3,718,561

③ 帰宅方面別（滞留者）

帰宅 方面	東京都 中心部	東京都 区部	東京都 西部	神奈川県	埼玉県	千葉県・ 茨城県 南部	合計
滞留者 (人)	2,724,536	5,975,549	3,890,874	1,291,003	1,067,998	886,995	15,836,955

【調布市のライフライン被害総括表】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

地震の種類		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
マグニチュード		M7.3	M7.3
ライフ ライン の種類	電力（停電率）	4.9%	5.5%
	通信（不通率）	2.2%	2.5%
	ガス（供給停止率）	0.0%	25.2%
	上水道（断水率）	17.7%	20.5%
	下水道（下水道管きよ被害率）	3.0%	3.5%

（注）冬・夕，風速は8 m/s

第4章 減災目標

第1節 取組の方向性

市民が安全に安心して住み続けられる調布市を実現するために、「地域の防災力の向上」「早期応急復旧体制の強化」「被災者対策」の3つの視点と、「多様な視点・DX対策」の分野横断的視点に基づき、防災・減災対策の具体化を図ります。

【3つの視点】

【視点1】 地域の防災力の向上	【視点2】 早期応急復旧体制の強化	【視点3】 被災者対策
【主な取組】 ○自助・共助の充実 ○マンション防災対策 ○住宅避難者対策 ○市民参加型の防災訓練	【主な取組】 ○住宅の耐震化 ○緊急輸送道路の機能確保 ○調布市業務継続計画（BCP）の改定 ○調布市災害時応援・受援計画の策定 ○調布市災害廃棄物処理計画の実効性の向上	【主な取組】 ○避難所運営体制の強化 ○要配慮者への対策の強化 ○避難所生活環境の整備 ○帰宅困難者対策 ○災害時医療救護体制の整備
多様な視点・DX対策		

市民が安全に安心して住み続けられる調布市の実現

第2節 減災目標

東京都防災会議は、前回の被害想定から10年ぶりに首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日）を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画（令和5年修正）を令和5年5月に策定しました。

調布市は、東京都の定めた減災目標を達成するため、東京都や事業者、市民と協力して対策を推進していきます。

【調布市における減災目標】

2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる。

【主な取組】

視点	区分	主な取組
地域の防災力の向上	自助・共助の充実	○ リーフレット等による家具類の転倒・移動防止対策や日常備蓄，ペット対策等の啓発 ○ 東京都の防災ブック等により女性・要配慮者の視点，災害関連死対策の観点を踏まえた防災対策について普及啓発 ○ 出前講座や防災訓練の充実 ○ 防災教育や防災訓練におけるデジタル技術の活用 【D X】 ○ 事業所による自助・共助の強化 ○ 防災市民組織の活動の促進
	マンション防災対策	○ エレベータ使用不能に備えた日常備蓄の促進や携帯トイレ準備等の自助の取組の促進 ○ マンション居住者に対する防災パンフレットの作成・配布や防災セミナー開催等による防災意識の啓発
	在宅避難者対策	○ 市民に対する在宅避難の啓発 ○ 在宅避難者に対する食料や支援物資の配給体制の確立 ○ 在宅避難者への情報提供方法の確立 ○ 自治会や民生委員等との連携の強化
	市民参加型の防災訓練	○ 調布市防災教育の日における取組の充実 ○ 総合水防訓練，総合防災訓練のより一層の充実
早期応急復旧体制の強化	住宅の耐震化	○ 調布市耐震改修促進計画に位置付けた取組の推進 ○ 木造住宅・分譲マンション耐震アドバイザー派遣並びに耐震診断・改修等への助成
	緊急輸送道路の機能確保	○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 ○ 都や関係機関との連携強化
	業務継続計画（BCP）の改定	○ 地域防災計画の改定に伴い，令和6年度に調布市業務継続計画（BCP）を改定し，市の事業継続体制を強化
	災害時応援・受援計画の策定	○ 調布市業務継続計画（BCP）の改定に伴い，令和6年度に自治体・民間事業者のほか，ボランティア等による応援を円滑に受け入れるための手順や役割分担等を明確化した，調布市災害時応援・受援計画を策定予定
	災害廃棄物処理計画の実効性の向上	○ 調布市災害廃棄物処理計画に位置付けた取組の推進 ○ 災害廃棄物仮置場候補地の事前調整 ○ 近隣自治体等との災害時協定締結や事業者等との連携による集積運搬体制の確立 ○ 職員向けマニュアルの整備，各種訓練 ○ 災害時のごみの廃棄方法等をリーフレット等により市

視点	区分	主な取組
		民へ普及・啓発
被災者対策	避難所運営体制の強化	○ 市職員の避難所要員の体制を整理 ○ 市民と協働した避難所開設方法の構築 ○ 感染症に対応した避難所運営体制の構築 ○ 備蓄品の確保 ○ 避難所情報システムの充実【DX】
	要配慮者への対策の強化	○ 避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者名簿の関係機関等への提供促進 ○ 「避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づく個別避難計画の作成 ○ 福祉避難所の受け入れ体制の充実 ○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及啓発
	避難生活環境の充実強化	○ 環境改善の向上に資する物資の備蓄 ○ アレルギー対応食の備蓄 ○ 女性・子ども・要配慮者・LGBTQ等、多様性の視点に配慮した環境づくり ○ 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DV発生の防止対策 ○ ペットの同行避難の体制づくり，避難所における適正な飼養についての普及啓発 ○ 保健衛生・災害関連死を防ぐ取組 ○ 多様な視点に配慮したトイレ対策の推進
	帰宅困難者対策	○ 都が整備する帰宅困難者対策オペレーションシステム及び事業所防災リーダーシステムの活用による帰宅困難者対策の強化【DX】 ○ 調布駅における帰宅困難者対策の具体的な対応の検討 ○ 民間との協定締結による一時滞在施設の確保
	災害時医療救護体制の整備	○ 災害時医療救護体制の充実 ○ 調布市医師会等の医療関係団体との継続的な訓練の実施等による連携強化 ○ 医薬品の確保 ○ 運送体制の確保

第5章 複合災害への対応

第1節 複合災害による被害の様相

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近しました。また、東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われました。近年では、熊本地震を中心に九州や中部地方などにおいて、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染症拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

都の新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理しています。

(被害想定で想定する主な複合災害)

災害	複合災害による被害の様相
地震＋風水害	○ 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ○ 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震＋火山噴火	○ 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○ 火山灰が撤去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震・風水害＋感染拡大	○ 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難所間で集団感染が発生 ○ 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要があります。

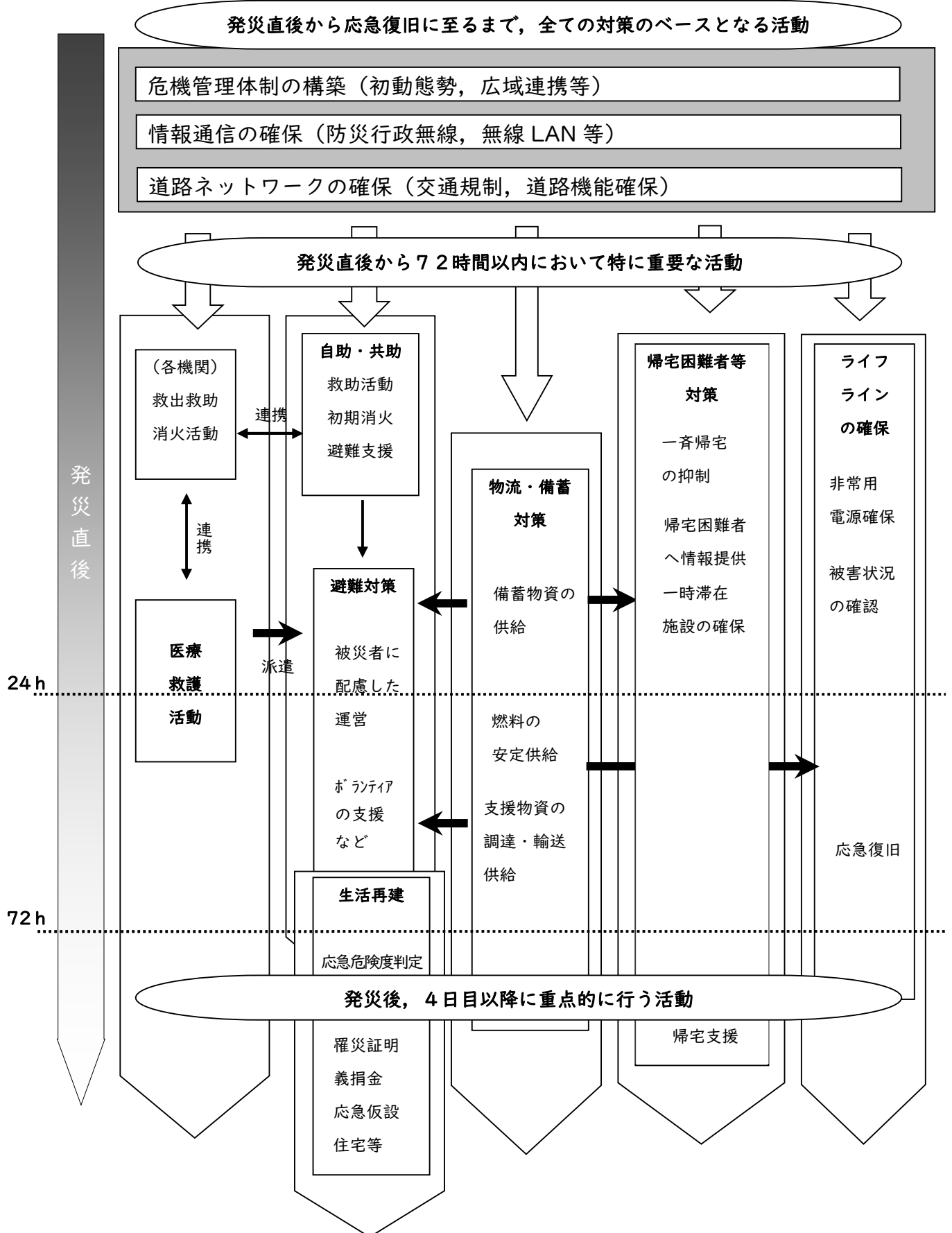
第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

(複合災害に備え留意すべき事項)

災害	複合災害による被害の様相
共通事項	○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を推進 ○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 ○ 様々なリスクシナリオを想定した業務継続に向けた対応の検討や訓練の繰り返し実施・検証 ○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 ○ 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害 ＋ 大規模自然災害	○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対応計画の策定、受援応援体制の強化 ○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染拡大 ＋ 大規模自然災害	○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ○ 避難所における感染拡大による災害関連死防止への対応 等

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められます。

各施策の関連性について、下記の3つの活動に分類しました。

- ①全ての対策のベースとなる活動
- ②発災直後から72時間以内の重要な活動
- ③発災後、4日目以降の重点的に行う活動

ア 全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

あらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠です。

(ア) 関係防災機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要があります。

(イ) 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路機能確保などにより、ネットワークを確保することが重要です。

イ 発災直後から72時間以内の重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

(ア) 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができるはずです。

(イ) 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受入れる必要があります。

(ウ) 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければなりません。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組です。

ウ 発災後、4日目以降の重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義捐金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければなりません。